

許運動等が増加しており、学校教育に携わる者ばかりでなく、関係者の心痛の種となつている。

このような現況の中で生徒指導に当たる者としては、児童生徒の問題行動や非行事故に振り回され、後手後手の指導に終始してはならないということである。一人一人の児童生徒の理解を基盤とし、個に応じた適切な指導、助言、援助をとおして児童生徒の自己実現を図る指導、すなわち生徒指導の原点に立ち返り、生徒指導の真のねらいに迫る指導の推進に努めなければならないということである。このような指導を進めることによつて、学校生活から脱落する児童生徒をなくし、すべての児童生徒が充実した学校生活を送り、ひいては非行にはしることを防止する結果となるのである。

生徒指導の原理原則については、過去何回かにわたつて本誌で述べられているので、今回は最近における、児童生徒の問題行動及び非行事故の実態を取り上げ、その指導及び対策について考えてみたい。

一、小中学生の問題行動 1 補導状況

児童生徒の補導状況は表1にみられるように、総数においては減少傾向を示している。内容的には「ぐ犯・不良行為」が減少しているが「刑法犯（犯罪触法）」及び「特別法犯」が増加している。

表1 小中学生の補導状況（各年1月1日～12月31日）

小中年度	小学校					中学校						
	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	前年比	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	前年比
刑法犯少年	435	449	487	437	436	-1	692	599	708	743	932	+189
特別法犯少年	11	3	3	0	3	+3	9	6	24	21	33	+12
ぐ犯不良少年	772	653	621	434	316	-118	1857	1870	1863	1245	1026	-219
総数	1218	1105	1111	871	755	-116	2558	2475	2595	2009	1991	-18
1000人当たり比	6.5	6.0	6.1	4.8	4.2	-	25.4	23.9	25.8	20.4	21.2	-

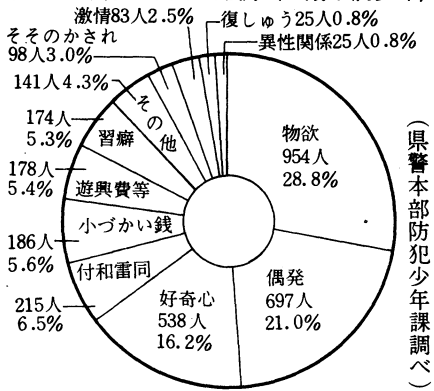
(注) ○刑法犯少年 刑法に定められた罪を犯した犯罪少年及び触法少年。
○特別法犯少年 刑法に定める以外の法令の罪を犯した犯罪少年及び触法少年（銃刀法、火薬類取締法、毒劇物法、軽犯罪法違反等）
○ぐ犯・不良行為少年 飲酒、喫煙、けんか等自己又は他人の徳性を害する行為をしている不良行為少年。
家出又は不良行為をする性癖があり、性格、環境に照らし、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのあるぐ犯少年の総称。

少年非行（二十歳未満）の中でも、高校生非行の増加が目立つており中学生は全体の二四・九パーセントを占めた。また女子生徒の性非行も急増の傾向がみられる。

非行の要因については、家庭において規律あるしつけをせず、過保護と放任の家庭教育が非行に走らせる結果となつている場合が多く、また最近の少年をとりまく社会環境の悪化が少年非行の誘因となる場合が多いようである。

非行の原因及び動機についてみると、物欲が最も多く、ついで偶発、好奇心

図1 非行の原因・動機（20歳未満少年）



によるものが続き、付和雷同、小づかい銭、遊興費等の順となつている。単(県警本部防犯少年課調べ)

純な原因動機による非行の多いことがわかる。(図1参照) これらのことから考えられることは、日本経済の高度成長に伴う社会風潮として、精神生活面の充実よりも物質万能の考え方や享乐的な傾向が児童生徒の生活の中に浸透していることが理解できる。また、偶発（そのかさも含む）や好奇心による率が高いことは、問題傾向をもつ特定の者だけでなく、すべての児童生徒にもちよつとした機会を契機として非行に走る可能性が内包しているものと考えねばならないだろう。このことから、一人一人の児童生徒の理解に立つたすべての児童生徒を対象とした生徒指導の推進、充実の重要性が痛感される。

表2 主なる事故の発生状況（各年1月1日～12月31日）

事故別	小中別	小学生					中学生				
		昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53
窃	盗	400	401	434	401	406	619	549	678	692	851
	男子	17	21	29	18	27	45	74	67	69	70
	女子	6	13	4	3	4	47	56	63	67	76
家出	計	23	34	33	21	31	92	130	130	136	146
	男子	0	0	0	0	0	2	0	2	3	2
	女子	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
自殺	計	0	0	0	0	0	4	0	2	3	2
	男子	0	0	0	0	0	2	0	2	3	2
	女子	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0

(県警防犯課調べ)

年度別、男女別を示したものである。以下小中学生による非行事故の主なるものについて、その発生状況や傾向を示し考察を加えてみたいと思う。

(1) 刑法犯少年

刑法犯の中では、窃盗が群を抜いて第一位を占めている。万引が窃盗犯全体の四五・七（小四四・三、中四五・七）パーセントを占め断然多く、自動車盗み、空果ねらい、オートバイ盗み、車上ねらい、自動車盗みの順となつている。小学生では横ばい又は減少傾向を示しているのに対し、中学生では増加又は増加傾向を示している。注目したいのは、好奇心やスリル、冒険を求めているといわれる「遊び型非行」といわれる万引、自動車・オートバイ盗みが盗犯の五六パーセントを占めており、社会風